

(J1-3) 土木学会基本財産基金規則

（平成22年1月22日 制定）
（平成23年11月18日 一部改正）

（目的）

第1条 この規則は、基本財産基金（以下「基金」という。）に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

（使途）

第2条 基金の使途は、定款第4条第6号に規定する事業のうち、土木学会表彰規程に定める土木学会賞に係る経費に限定する。

（構成）

第3条 基金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基金とすることを指定して寄附された財産
- (2) 理事会において基金に繰り入れることを議決した財産

（管理運用）

第4条 基金は、元本が回収できる見込みが高く、且つ、高い運用益が得られる方法で、特定資産として管理する。

（充当）

第5条 基金の運用益をもって事業の実施に充当するものとし、元本は原則として取り崩さない。

（処分）

第6条 事業の実施上やむを得ない事由により、基金の全部または一部を処分しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

（規則の変更）

第7条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則（平成22年1月22日 理事会議決） この規程は、平成22年1月22日から施行する。

附則（平成23年11月18日 理事会議決） 規程から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。